

苦情解決相談のご案内

当保育園では、保育サービスを安心して利用いただくために苦情相談窓口体制を整えています。

皆さまの苦情や要望をお聞かせ下さい。

苦情受付担当者

氏名

赤嶺 靖子

苦情解決責任者

氏名

川崎加代子

お気軽にご相談下さい！

第三者委員

児童デイサービスきらめき

氏名 渡慶次 憲

連絡先 TEL 080-1744-7520

第三者委員

都屋区長

氏名 喜瀬 栄

連絡先 TEL 098-956-2241

令和4年5月の苦情件数は
0件でした。

令和4年度

保護者各位

特定非営利活動法人
こゝろ地域支援ネットワーク
きりん保育園

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法 82 条の規定により、本園では保護者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。本園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めております。

記

1. 苦情解決責任者 川崎 加代子（園長）
2. 苦情受付担当者 赤嶺 靖子（主任）
3. 第三者委員 (1) 渡慶次 憲 [連絡先] 080-1744-7520
(2) 喜瀬 栄 [連絡先] 098-956-2241
4. 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
 - (3) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。
ア. 第三者委員による苦情内容の確認
イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
 - (4) 苦情解決責任者は、苦情申出人が満足する解決が図られなかった場合には、区市町村の苦情相談窓口を紹介するものとする。
5. 苦情解決の報告
個人情報に関するものや苦情申出人が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について公表し、園の改善に努めます。